

○インターン型飯山市地域おこし協力隊設置要領

(目的及び設置)

第 1 条 この要領は、人口減少及び高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本市への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知)の規定に基づき、飯山市地域おこし協力隊インターンを設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 飯山市地域おこし協力隊インターン(以下「隊員」という。)の資格は、次のとおりとする。

- (1)本市における地域おこし活動等に意欲がある者
- (2)普通自動車免許を有している者
- (3)心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる者

(委嘱及び業務委託契約の締結)

第 3 条 隊員は、資格を有する者から市長が委嘱し、第6条に掲げる活動に係る業務委託契約を締結するものとする。

(任期)

第 4 条 隊員の任期は、2 週間以上2か月以内とする。

2 市長は、隊員として不適格と判断した時は、任期中であってもその委嘱を解くことができる。

(雇用関係)

第 5 条 隊員と市の間に、雇用契約は存在しないものとする。

(活動内容)

第 6 条 隊員は次に掲げる活動を行う。

- (1) 農林業への従事活動
- (2) 商工・観光業への従事活動
- (3) 集落維持・住民の生活支援活動
- (4) スポーツ・文化芸術振興支援活動
- (5) 都市との交流支援活動
- (6) その他市長が必要と認めた活動

(活動経費)

第 7 条 市長は、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。

(募集)

第 8 条 隊員の募集は公募によるものとする。

(秘密の保持)

第 9 条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。